

1. 契約の目的

生活保護制度では生活の状況に変化があった際に届出をすることは義務となっています。特に収入や保有資産、世帯状況などの生活保護費の決定に関係する届出は非常に重要な事項となっています。しかし、被保護者の生活保護制度の理解が十分でないことから、届出の義務を怠ってしまい、結果的に不正受給になってしまう場合があります。

このような状況から、被保護者の権利を守るため、そして、自立した生活を送ることができるように、生活保護制度を理解しやすく説明することを目的としてPR動画を作成することとしました。

2. 契約の概要

| | |
|------------------|--|
| 契約件名 | 町田市生活保護制度PR動画作成業務委託 |
| 契約期間 (業務実施期間) | 2018年7月11日～2019年3月31日 (2018年7月11日～2019年3月31日) |
| 履行場所 | 町田市が指定する場所 |
| 委託する業務 | 町田市生活保護制度PR動画作成業務委託仕様書のとおり。 |
| 契約約款 | 町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。 |
| 契約保証金 | 契約金額の10分の1以上の金額の契約保証金の納付を求めます。 |
| 契約代金の支払方法 | 契約代金は、業務完了後に一括して支払う。 前金払い又は中間払いはしない。 |
| 契約目途額 (予定価格) | 契約金額の上限は1,670,000円とする。 |

3. プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績・経験、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4. プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加できる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とします。ただし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- ① 町田市から資格停止措置等を受けていないこと。
- ② 経営不振の状態にないと認められること。
- ③ 町田市と円滑に連絡調整ができる地域に本店または営業所があること。
- ④ 本件と類似する契約実績を有すると認められること。

5. プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

| 項番 | 手続き等 | 期限等 |
|------|--------------------------|-------------------------|
| (1) | 案件公表、資料配布 | 2018年 6月 1日 (金) |
| (2) | プロポーザル参加申請書の提出 | 2018年 6月 11日 (月) 午後5時まで |
| (3) | 参加申請審査決定通知書及びヒアリング時間等の通知 | 2018年 6月 14日 (木) |
| (4) | 質疑の提出 | 2018年 6月 15日 (金) 午後5時まで |
| (5) | 質疑の回答 | 2018年 6月 20日 (水) |
| (6) | 提出書類の作成、提出 | 2018年 6月 29日 (木) 午後5時まで |
| (7) | プレゼンテーション、ヒアリング | 2018年 7月 4日 (水) の指定時間 |
| (8) | 評価、採点 | 2018年 7月 4日 (水) |
| (9) | 結果通知、結果公表 | 2018年 7月 6日 (金) |
| (10) | 契約内容の調整、仕様書の決定 | 2018年 7月 10日 (火) まで |
| (11) | 見積書の提出 | 2018年 7月 10日 (火) 予定 |
| (12) | 契約書の調印 | 2018年 7月 11日 (水) |

6. プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表、資料配布

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。
この契約に関する資料は次のとおりです。

- ①プロポーザル説明書
- ②町田市生活保護制度PR動画作成委託仕様書
- ③町田市生活保護制度PR動画作成参考資料
- ④業務委託契約書及び約款
- ⑤プロポーザル参加申請書
- ⑥誓約書
- ⑦質疑書
- ⑧提案書
- ⑨企画書
- ⑩業務責任者実績書
- ⑪類似契約実績書

これらの資料は、町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ > 入札・契約 > プロポーザルによる契約案件の公表 > 公募型プロポーザル

(2) プロポーザル参加申請書の提出

このプロポーザルに参加を希望する事業者は「プロポーザル参加申請書」に明記して、2018年6月11日午後5時までに、地域福祉部生活援護課に郵送、FAX又は持参してください。郵送又はFAXの場合は期限までに必着とします。

(3) 参加申請審査決定通知書及びヒアリング時間等の通知

「プロポーザル参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について、「プロポーザル参加申請審査決定通知書」を電子メールで送付します。また、「プロポーザル参加申請審査決定通知書」で参加可となった事業者には、電子メールで「ヒアリング等開催通知書」を送付し、プレゼンテーション及びヒアリングの日時と会場を指定します。

(4) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：案件番号＋質疑＋参加業者名＋送信年月日

例：△△△質疑株式会社▲▲▲050401

(案件番号△△△の場合で、株式会社▲▲▲が2005年4月1日に質疑書を送信した場合)

(5) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

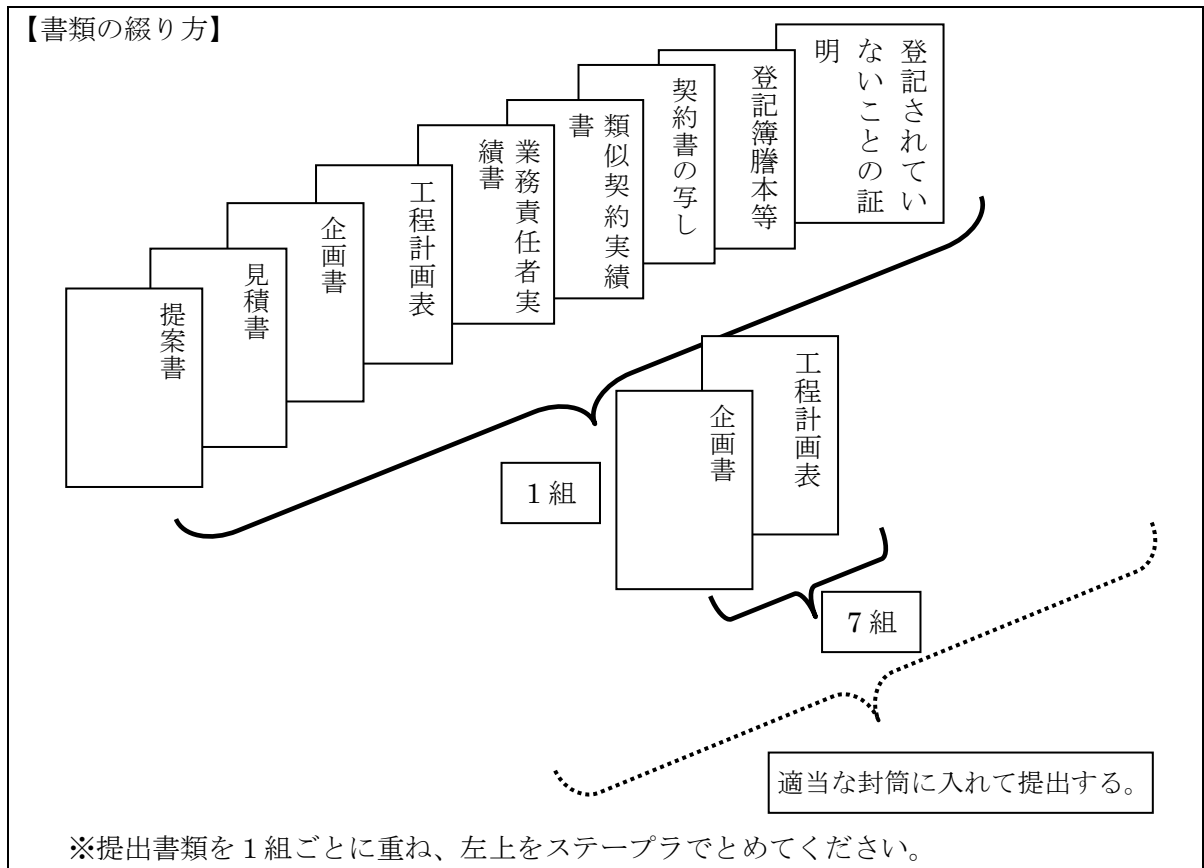
プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(6) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2018年6月29日午後5時までに、地域福祉部生活援護課に郵送又は持参してください。

| 提出書類の作成にあたっての注意事項 | |
|---|---|
| 【共通事項】 特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。 | |
| 書類等の名称、様式 | 記述内容、提出部数等 |
| 提案書 <指定様式> | 必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。 提出部数は1部です。 |
| 見積書 <様式自由> | 様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。 |
| 企画書 <様式自由> | 本動画の趣旨及び構成を踏まえ、次の事項について記述してください。②については町田市生活保護制度PR動画作成参考資料を参考に |

| | |
|--|---|
| | <p>して記述してください。</p> <p>① プロポーザル参加者として生活保護制度についてどのように理解しているか、簡潔に説明してください。</p> <p>② 生活保護制度のうち、収入の届出の重要性、及び不正受給についての正しい理解を持ってもらうことをテーマにどのような構成や作風で動画を作成するか、あなたの考えを述べてください。また、音声・音楽、表現方法や装飾、文字表現など、どのような表現や工夫、手法を用いるかを述べてください。なお、イラストやイメージ図など具体例を付加しても構いません。</p> <p>ページ数は全体で5ページ以内。提出部数は8部です。</p> |
| <p>工程計画表 ＜様式自由＞</p> | <p>業務実施スケジュールを記載してください。</p> <p>ページ数は2ページ以内。提出部数は8部です。</p> |
| <p>業務責任者実績書 ＜指定様式＞</p> | <p>契約締結後に業務責任者になる予定の者が、本件と類似した契約に責任者として携わった経験がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。</p> <p>予定業務責任者が過去に所属していた企業における実績も含めます。ただし、2013年以降に完了した契約に限ります。</p> <p>ページ数は2ページ以内、提出部数は1部です。</p> |
| <p>類似契約実績書 ＜指定様式＞</p> | <p>本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。また、参考としてその作品をDVD-R等で提出してください。</p> <p>ただし、2013年以降に完了した契約に限ります。</p> <p>ページ数は2ページ以内、提出部数は1部です。</p> |
| <p>契約書の写し</p> | <p>類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。</p> <p>提出部数は、契約案件ごとに1部です。</p> |
| <p>・登記簿謄本 ・商号登記簿謄本 ・身分証明書 ・登記されていないことの証明書</p> | <p>法人の方のみ。※提出日前3ヶ月以内に発行された物</p> <p>個人で商号を用いる方のみ。※提出日前3ヶ月以内に発行された物</p> <p>個人で商号を用いないで営業している方のみ。本籍地の市区町村長が発行するもの。※提出日前3ヶ月以内に発行された物</p> <p>個人で商号を用いないで営業している方のみ。</p> <p>提出部数は各1部です。</p> <p>※提出日前3ヶ月以内に発行された物</p> <p>【登記されていないことの証明書について】</p> <p>指定法務局等の登記官が発行するものです。資格審査で必要する証明書は「登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。）です。」</p> |



(7) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行いません。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

| | |
|-----------|--|
| 日時 | 2018年7月4日(水) 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。 |
| 会場 | 町田市役所5階5-3会議室 |
| プレゼンテーション | 始めに、提出した企画書等の内容について、20分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用可能です。USBやDVD-R等は使用可能です。 ※各自でパソコンを持ち込みプレゼンテーションする場合はHDMIケーブルかD-sub15ピンケーブルを使用できますので、対応できるパソコンを持参してください。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約15分間とします。 |
| 説明員 | 原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。 |

(8) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

| 評価項目 | 配点 |
|-----------|-------|
| 見積り金額について | 10 点 |
| 提案内容について | 70 点 |
| 実績について | 20 点 |
| 合計 | 100 点 |

また、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。さらに見積金額が同価である場合は、くじ引きとします。

(9) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にFAXで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(10) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と地域福祉部生活援護課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(11) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(12) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7. その他留意事項

- ①プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- ②提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- ③提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- ④提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- ⑤提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、町田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- ⑥提出された書類は一切返却いたしません。

8. 本案件に係る問い合わせ先

町田市地域福祉部生活援護課（町田市役所1階）
所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号
電話：042-722-3111（代表）
FAX：050-3101-1651
e-mail：mcity3530@city.machida.tokyo.jp